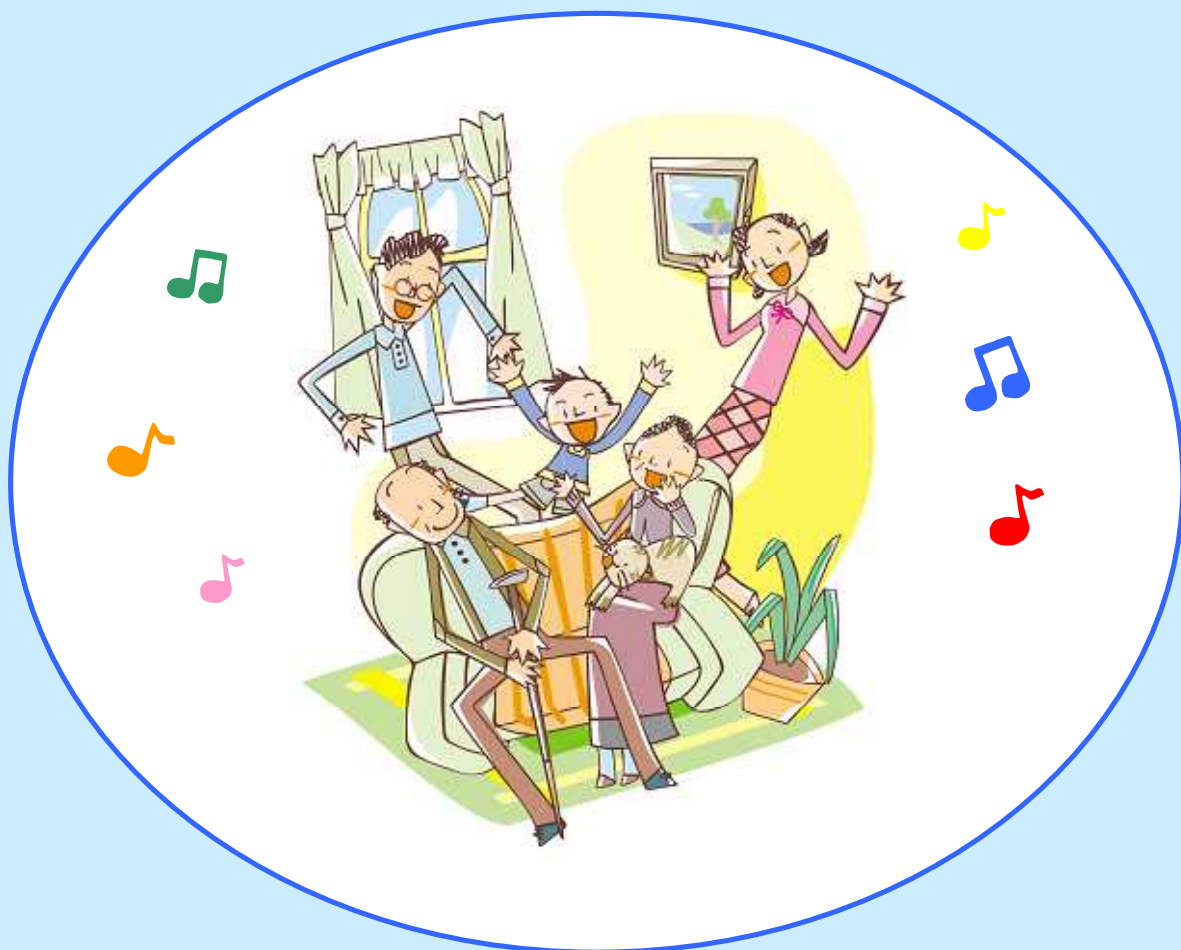


第5期 横手市

介護保険事業計画・高齢者福祉計画

概要版



平成24年3月

横手市

① 計画策定の趣旨

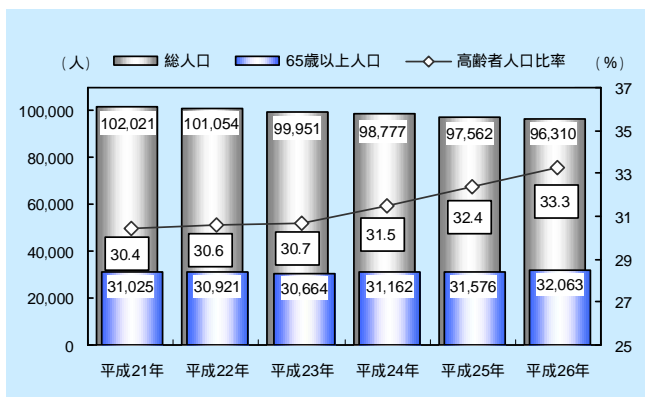
横手市では平成12年の介護保険制度導入以降、第1期～第4期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき様々な取り組みを進めてきました。市独自の健康づくりへの取り組みである健康の駅事業をはじめ、認知症予防や関係機関の連携体制構築事業、その他、高齢者の日常生活支援への各種事業を展開しています。

現在、横手市の高齢化率は30%を超え、一部地区では40%超、50%超となっており、高齢者の生活基盤を将来的に支えていく上でも、地域の共助力をどのように維持していくかが喫緊の課題となっています。

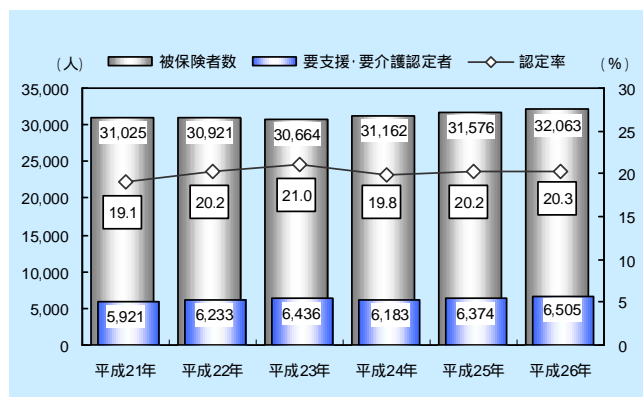
高齢者を取り巻く状況がどのように変化しても、可能な限り、本人の能力、意欲に応じて地域で暮らしていける環境づくりを目指し、横手市第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
第4期								
			第5期					
						第6期		

【 総人口と高齢者人口 】



【 高齢者人口と要支援・要介護認定者数 】



平成21年～23年は実績値 平成24年～26年は推計値



② 計画が目指すこと

第5期計画は、平成20年度に策定した第4期計画の見直しにあたるもので、平成24年度から平成26年度までの3年間を期間として策定しました。

この計画では、横手市が目指すべき地域社会の将来像を以下のとおりとし、この将来像の実現を目指して達成すべき3点の基本目標を定めます。

また、要援護高齢者への切れ目のないサービス提供に向けた総合調整のため、国の推奨する「地域包括ケアシステム」の構築を併せて図るものとします。

～ 目指すべき将来像 ～

横手市に暮らす誰もが
未来への希望を抱き生きていくために
家族の絆・地域の絆を深め
共に支え合い、助け合う地域社会

全体的施策 地域包括ケアシステムの構築

基本目標 1 高齢者への地域における支援体制の強化

基本目標 2 高齢者の自立した生活の維持

基本目標 3 介護保険事業の円滑な運営

本計画から新規に以下の事業を創設し、地域での生活を支援していきます。

地域における生活支援

高齢者世帯への地域における 雪対策支援事業

要介護高齢者世帯の除排雪活動を行う自治会や町内会などの団体に対して、活動費の助成や除雪機の貸与等による支援を行います。

地域の寄り合い場づくり事業

地域の高齢者が気軽に集まり、ふれあいの機会などに寄与できる「寄り合い場」づくりをしようとする自治会や町内会に対し、その準備や運営などの支援を行います。

買い物支援事業

交通手段を持たない高齢者の日常生活への支援として、自宅から商店までの乗り合いタクシー等による送迎サービスを実施します。併せて市民ボランティアによる買い物時の援助を行い、自立した生活維持に結び付けます。

また、集落会館等への出前商店の開設や移動販売について、民間事業所との連携を図りながら検討を進めます。

移動手段支援事業

バス路線の廃止等で公共交通が減少した一部地域について、関係課との連携により移動手段の確保を図ります。

在宅介護出前講座

「健康の丘おおもり」に所在する事業所の職員が自宅等を訪問し、在宅介護をしている家族の方へ介護技術の指導や悩み等の相談に対応します。

暮らしやすい住宅環境の整備

高齢者向け居住施設整備事業

低所得者の方にも対応可能な居住施設である軽費老人ホーム（ケアハウス）等高齢者向け居住施設の整備を図ります。

生活支援ハウス等整備へ向けた調査事業

山間部に居住する高齢者世帯のため、冬期間の生活拠点となる共同住宅整備の必要性について、調査・検討します。

認知症高齢者への支援

市民後見推進事業

親族等による成年後見が困難な方の増加が見込まれることから、日常的な金銭管理等の軽易な権利擁護を行う市民後見人を養成し、その活動を支援します。



医療との連携推進

医療連携体制推進事業

入院から在宅生活までの医療・保健・福祉・介護が一体となった継続性・一貫性のある支援体制の構築に向けて、医療機関や関係組織と検討・調整を図ります。
また、認知症の早期発見、早期支援のため医療機関等との連携強化を図ります。

4 介護保険料が変わります

利用意識の向上や事業者の参入などによって介護サービスの普及が急速に進んでいます。平成24から26年度（第5期計画期間）のサービス利用者数や保険給付にかかる費用の見込みを推計した結果、保険の規模などに応じて介護保険料が次のように変わります。

介護保険の“今まで”と“これから”

	今までの3年間 (平成21～23年度)	これからの3年間 (平成24～26年度)
利用者	65歳以上30,664人に対して 4,821人(15.7%) ※平成23年10月利用(実績)	65歳以上32,063人に対して 5,421人(16.9%) 12.4%増 ※平成26年10月利用(推計) 全体では約6人に1人 しかし… 75歳以上だと4人に1人 80歳以上だと3人に1人 85歳以上だと2人に1人 90歳以上だと3人に2人
サービス	例) 介護施設等の整備・普及状況 ○特別養護老人ホーム 3施設87床分を整備 ○ショートステイ 定員数が約2.5倍に(491床)	さらに充実 ○特別養護老人ホーム さらに89床分を整備(合計で764床に) ○介護付き居住施設 1カ所整備(定員29人以下)
保険の規模	約 258.0 億円 (内訳) 介護サービス分 約253億5千万円 予防事業等分 約4億5千万円	約 311.9 億円 20.9%増 (内訳) 介護サービス分 約304億8千万円 予防事業等分 約6億1千万円
保険料	※県平均4,393円 年額を決めるための基準月額 3,894円 (年額46,700円) ▶65歳以上の人の法定負担 「保険の規模」の20%	5,139円 (年額61,600円) ▶65歳以上の人の法定負担 「保険の規模」の21% 詳しくは次のページ をご覧ください
その他	保険の規模が予想より大きくなっているが、貯金(基金)を取り崩して運営している	○サービス付き高齢者向け住宅の普及 ○介護職員等による「たん吸引」等の実施(一定の条件下) ○保険の運営において、貯金(基金)に頼ることができない



横手市の介護保険レポート

～何の備えにいくらの介護保険料が必要かをまとめた設計書です～

サービスの利用料
ではありません

(月額)

介護が必要になったときの備えに _____ 4,559 円

(要介護1～5と認定されたとき)

- ・ヘルパーなどの在宅サービス 2,068円
- ・グループホームなどの小規模サービス 664円
- ・特別養護老人ホームなどの施設サービス 1,520円
- ・福祉用具の購入や住宅改修 21円
- ・サービスの調整(ケアプランの作成) 286円



軽い支援が必要になったときの備えに _____ 114 円

(要支援1、要支援2と認定されたとき)

利用料が高額になったときなどの備えに _____ 343 円

介護予防や高齢者支援・福祉サービスに _____ 123 円

合計 5,139 円

年間保険料
(基準額)

61,600 円

※5,139円×12カ月(100円未満切り捨て)

平成24～26年度の年間保険料

世帯や本人の状況や本人の収入などによって7つの段階に分かれています。

表中の『課税年金収入』は、老齢年金などの課税年金の収入のことです。

住民税		所得段階	対象者	基準に対する割合	年間保険料
世帯	本人				
非課税	非課税	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	0.50	30,800円
		第2段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.50	30,800円
		第3段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	0.75	46,200円
課税	課税	第4段階	住民税課税世帯で本人は住民税非課税	1.00 (基準額)	61,600円
		第5段階	前年の合計所得金額が190万円未満	1.25	77,000円
		第6段階	前年の合計所得金額が190万円以上	1.50	92,400円
		新 第7段階	前年の合計所得金額が400万円以上	1.75	107,800円

例えば



私の収入は年間70万円の老齢年金だけで、世帯の全員が非課税です。



年間 30,800 円

(第2段階)

ご相談・お問い合わせは…

高齢者の介護・福祉・健康・医療、その他悩みごとについて

どんな悩みでも結構です。お気軽にお近くの地域包括支援センターへご相談ください。

(Eメール: hokatsu-shien@city.yokote.lg.jp)

【横手・山内地域】

東部地域包括支援センター

TEL 35 - 2160

〒013-0023 横手市中央町8 - 2 横手庁舎1階

【雄物川・大森・大雄地域】

西部地域包括支援センター

TEL 35 - 2135

〒013-0525 横手市大森町字菅生田245-206 大森町高齢者等保健福祉センター内

【増田・平鹿・十文字地域】

南部地域包括支援センター

TEL 35 - 2177

〒019-0529 横手市十文字町字海道下7 十文字庁舎内

高齢者の健康づくりについて

健康推進課

(Eメール: kenkou@city.yokote.lg.jp)

〒013-0044 横手市横山町1 - 1 横手保健センター内

TEL: 0182 - 33 - 9600 FAX: 0182 - 32 - 9601

高齢福祉、介護保険全般について

高齢ふれあい課

(Eメール: korei@city.yokote.lg.jp)

〒013-0023 横手市中央町8 - 2 横手庁舎4階

TEL: 0182 - 35 - 2134 FAX: 0182 - 32 - 9709

第5期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画 平成24～26年度【概要版】

発行：横手市役所 健康福祉部 高齢ふれあい課

この概要版に関するお問い合わせは 高齢ふれあい課 へ